

平成28年10月21日の鳥取県中部の地震に伴う 大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について

平成28年10月21日14時07分頃に鳥取県中部で発生した地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用します。

平成28年10月21日14時07分頃に鳥取県中部で発生した地震により、鳥取県では、倉吉市、湯梨浜町、北栄町で震度6弱、鳥取市北部、三朝町で震度5強を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、これらの地域では当分の間、鳥取地方気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

暫定基準： 通常基準の7割

暫定基準を設ける市町村： 倉吉市、湯梨浜町、北栄町

暫定基準： 通常基準の8割

暫定基準を設ける市町村： 鳥取市北部、三朝町

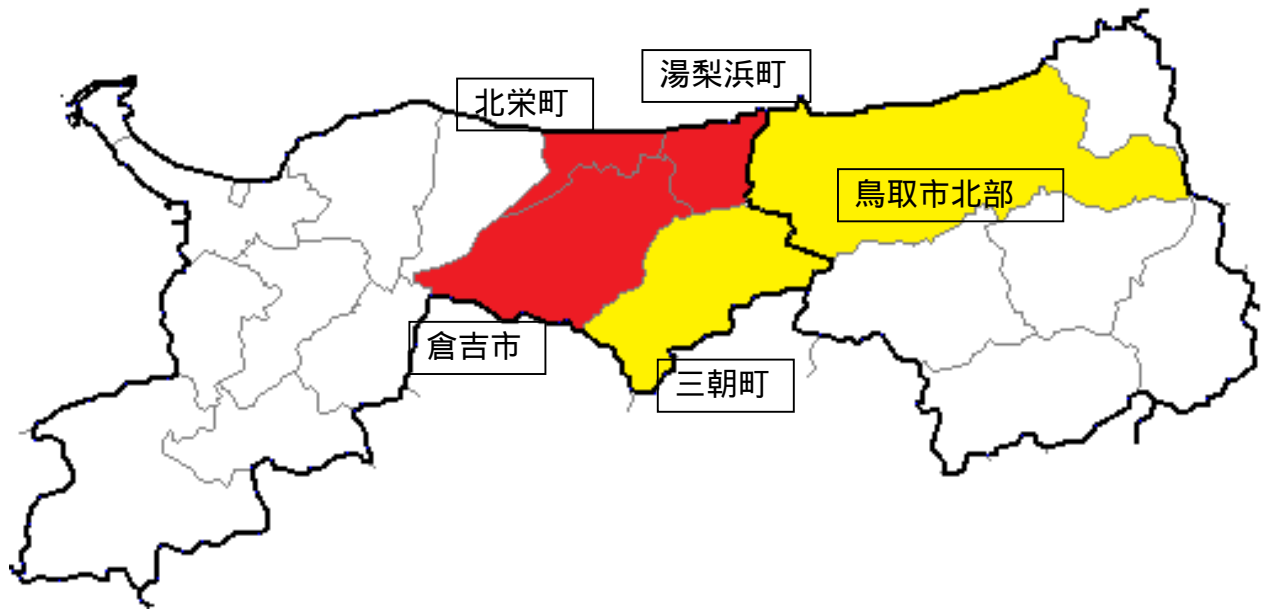
なお、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。



本件に関する問い合わせ先

鳥取地方気象台

防災気象官（電話 0857-29-1313）

通常基準を暫定的に変更する市町村



-  通常基準の7割に引き下げる市町村
-  通常基準の8割に引き下げる市町村